

議 事 日 程 (1)

平成21年3月4日 午前10時00分開会

- 日程第1 会期の決定について
- 第2 会議録署名議員の指名について
- 第3 町長提出議案 第6号 芦屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 町長提出議案 第7号 芦屋町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 町長提出議案 第8号 芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 町長提出議案 第9号 芦屋町地域経済活性化基金条例の制定について
- 第7 町長提出議案 第10号 芦屋町まちづくり支援自動販売機基金条例の制定について
- 第8 町長提出議案 第11号 芦屋町企業誘致条例の制定について
- 第9 町長提出議案 第12号 芦屋町文化会館建設準備基金条例を廃止する条例の制定について
- 第10 町長提出議案 第13号 芦屋町競艇事業振興基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 町長提出議案 第14号 平成20年度芦屋町一般会計補正予算(第5号)について
- 第12 町長提出議案 第15号 平成20年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 第13 町長提出議案 第16号 平成20年度芦屋町老人保健特別会計補正予算(第2号)について
- 第14 町長提出議案 第17号 平成20年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について
- 第15 町長提出議案 第18号 平成20年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算(第1号)について
- 第16 町長提出議案 第19号 平成20年度芦屋町給食センター特別会計補正予算(第2号)について
- 第17 町長提出議案 第20号 平成20年度芦屋町訪問看護特別会計補正予算(第1号)について

- 第18 町長提出議案 平成20年度芦屋町競艇施設特別会計補正予算（第3号）につ
第21号 いて
- 第19 町長提出議案 平成20年度芦屋町病院事業会計補正予算（第2号）につ
第22号 いて
- 第20 町長提出議案 平成20年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算（第2号）に
第23号 ついて
- 第21 町長提出議案 平成21年度芦屋町一般会計予算について
- 第22 町長提出議案 平成21年度芦屋町国民健康保険特別会計予算について
- 第22 町長提出議案 平成21年度芦屋町老人保健特別会計予算について
- 第23 町長提出議案 平成21年度芦屋町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第24 町長提出議案 平成21年度芦屋町国民宿舎特別会計予算について
- 第25 町長提出議案 平成21年度芦屋町給食センター特別会計予算について
- 第26 町長提出議案 平成21年度芦屋町訪問看護特別会計予算について
- 第27 町長提出議案 平成21年度芦屋町競艇施設特別会計予算について
- 第28 町長提出議案 平成21年度芦屋町病院事業会計予算について
- 第29 町長提出議案 平成21年度芦屋町公共下水道事業会計予算について
- 第30 町長提出議案 平成21年度芦屋町競艇施設特別会計予算について
- 第31 町長提出議案 福岡県自治振興組合の共同処理する事務の変更及び福岡県自治
第34号 振興組合同規約変更の協議について
- 第32 町長提出議案 専決処分事項の承認について
- 第35号
- 第33 町長提出議案 専決処分事項の承認について
- 第36号

【 出 席 議 員 】 （ 1 3 名 ）

- 1 番 辻本 一夫 2 番 貝掛 俊之 3 番 田島 憲道 4 番 小田 武人
- 5 番 岡 夏子 6 番 今井 保利 7 番 川上 誠一 8 番 松上 宏幸
- 9 番 本田 哲也 10 番 益田美恵子 11 番 中西 定美 12 番 室原 健剛
- 13 番 横尾 武志
-

【 欠 席 議 員 】 (なし)

【 欠 員 】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 磨田 育生 書記 古野 嘉子

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	安高直彦	会計管理者	野口浩俊
教育長	中島幸男	総務課長	占部義和	企画政策課長	鶴原洋一
財政課長	鶴原光芳	都市整備課長	三友伸一	税務課長	守田俊次
環境住宅課長	小野義之	住民課長	入江明德	福祉課長	嵐 保徳
地域づくり課長	内海猛年	競艇施設課長	中西 学	学校教育課長	富永秋則
生涯学習課長	本田幸代	病院事務長	小池健二		

午前10時00分開会

○議長 横尾 武志君

おはようございます。

ただいま出席議員は13名で会議は成立いたします。よって、ただいまから平成21年芦屋町議会第1回定例会を開会いたします。

お手元に配付しております議事日程に従って会議を進めてまいります。

日程第1. 会期の決定について

○議長 横尾 武志君

では、日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、3月4日から3月18日までの15日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長 横尾 武志君

次に、日程第2、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第120条の規定により、4番、小田議員と9番、本田議員を指名いたしますので、よろしくお願いたします。

○議長 横尾 武志君

お諮りします。日程第3、議案第6号から日程第33、議案第36号までの各議案については、この際、一括議題として上程し、局長に議案の朗読をさせた上、町長に提案理由の説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

局長に議案の朗読を命じます。局長。

〔朗 読〕

○議長 横尾 武志君

以上で、朗読は終わりました。

次に、町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

皆さん、おはようございます。議員各位には、常日ごろから町勢振興のためご尽力とご協力を賜り、深く敬意を表する次第でございます。

さて、本日から21年度の諸施策に係ります諸議案の審議をお願いするわけでございますが、各議案の提案理由の説明の前に、施政方針の一端を申し述べ、住民の皆さんと議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

今、時代は大きく変革しています。100年に1度と言われる未曾有の金融危機に端を発した、世界グローバル経済の方向性は、我が国経済においても大きな節目となると考えます。

また、急速な少子高齢化社会の到来が現実のものとなります。このため、福祉政策など、社会構造が大きく変わっていかざるを得ません。

地方分権改革も、大きな変革が起きています。地方にできることは地方が担い、責任を持つという原則を基本として「地方政府」の確立を目指しつつ、国と地方の役割を見直す取り組みが推進されております。地方自治体は、みずからの判断と責任、創意工夫のもとで、ますます複雑化、多様化するさまざまな行政課題に、的確で迅速に対応することが強く求められてきております。このため、なお一層の行財政運営にかかわる改革を進めなければなりません。

このような中、私は、町長就任以来、住民の皆さんが安心して暮らせ、郷土芦屋を誇りに思えるような町にするという強い決意で町政運営に邁進してまいりました。そして、そのパワーとなる町民力、地域力、職員力のさらなる向上のために、引き続き全力で取り組んでまいります。

それでは、21年度における重要課題として、次の8点について所信を述べさせていただきます。

第1点目は、景気対策でございます。

米国のサブプライムローン問題に端を発した世界的景気後退は、我が国にとっても他人事ではなく、派遣切りに象徴される雇用問題など、かつてないほどの不況の時代に入ろうとしています。芦屋町においても、生活者や事業者への対策は喫緊の課題であります。

このため、生活者を守り、あわせて事業者を支援する景気対策として、「にこにこ商品券の発行事業」、さらに商工業者の資金運用のために「制度融資の借り入れ枠の拡大」「制度融資の借り入れに係る信用保証料の全額助成」を既に取り組んでおります。引き続き21年度もこれらの取り組みを進め、あわせて商工会が実施しております「はっぴい商品券事業」への助成も実施し、景気対策を進めてまいります。

このほかにも、学校や公民館などの地上デジタルテレビ化対応事業の実施、緊急雇用対策事業

などを政府の関連法案成立後に予算を計上させていただき、早期に実施してまいりたいと考えております。

第2点目は、行財政改革でございます。

行財政改革につきましては、平成17年度に策定しました「芦屋町行政改革大綱」で基本方針を示し、具体的な取り組みとして21年度までを計画期間とした「芦屋町集中改革プラン」を柱として進めております。

このプランの取り組み状況や効果につきましては、議会及び住民各位のご理解とご協力により、着実に効果を上げております。

しかし、景気悪化による税収の落ち込みや、競艇事業の不振なども懸念しており、今後とも厳しい財政状況に変わりはありません。責任ある行財政運営を続けていくために、第2次集中改革プランの策定などに取り組んでまいりたいと考えています。

また、昨年9月より実施しました「がんばれ芦屋町ふるさと応援寄附金条例」いわゆる「ふるさと納税」についても、昨年以上の成果があらわれるよう取り組みを進めてまいります。

第3点目は、競艇事業でございます。

競艇事業につきましては、レジャーの多様化などによる個人消費の不振に加えまして、昨年秋以降の景気悪化を背景にして、厳しい環境にございます。

この対策としまして、芦屋町外二カ町競艇施行組合では、事業方針に基づく売り上げ向上策、経費削減策などに取り組んでおり、この効果があらわれることを期待しています。

また、事業経営につきましては、なお一層の改革に取り組むよう鋭意働きかけてまいります。

第4点目は、自治区の活性化でございます。

過去の大震災などの活動例や高齢者や児童の見守りなど、地域が果たす役割は非常に大きな力となります。しかし、現状の自治区の加入率では、地域のコミュニケーション不足に結びつくなど、憂慮すべき問題となっています。

行政としては、地域における課題の解決及びコミュニケーションの充実など、住民自治の推進について、出前町長室を初め、種々の施策を織りまぜ、自治区加入率の向上と活性化のために全力を尽くしてまいります。

第5点目は、住民参画のまちづくりでございます。

「住民参画まちづくり条例」の施行により、住民への積極的な情報の公開を初め、職員の意識改革の取り組み、「住民参画推進会議の設置」などにより、住民参画の拡充に努めてまいりました。

今や、情報化などによって、住民の皆さんのニーズや価値感も大きく変化しております。ついては、町と住民がお互いの情報を共有し、それぞれの責務と役割のもと、豊かで暮らしやすい協

働のまちづくりの実現に向け、推進してまいります。

第6点目は、子育て支援でございます。

子育て支援に関しましては、現在、子育てサークルへの活動支援や保育所の解放などを行っていますが、核となるセンター機能の設置によるさらなる支援が求められています。

このため、すぎな園跡を、子育て支援センターとして改修し、留守家庭機能とあわせて、子育て支援の拠点として整備してまいります。

また、妊婦健診を14回すべて無料にするなど、安心して産み育てる環境を整備してまいります。

第7点目は、過疎対策でございます。

平成14年度に過疎地域の指定を受け、これまで財源手当ての厚い過疎債を活用して各種整備を進めてまいりましたが、過疎地域自立促進特別措置法が21年度に期限切れすることになっております。

このため、期限切れとなるまでの間において、大型事業である中央公民館や町民会館などの整備を集中的に進めてまいります。

第8点目は、中央公民館及び町民会館の整備でございます。

中央公民館は、耐震改修、老朽化による空調設備、給配水衛生設備の整備及び図書館機能の拡充、ギャラリーの設置などの改修工事を行い、生涯学習の拠点として活用していきます。図書館については、1、2階をそのスペースに増床して、一般書籍、郷土史資料や児童書コーナーなどを充実してまいります。3階については、ギャラリーとして、町が保有する絵画などの展示や、文化サークルによる発表の場などとして文化振興を図ります。

町民会館は、2階部分をリニューアルするとともに、バリアフリーに対応したエレベーターを設置します。また、ホールについては、老朽化した音響、照明機器の整備などや、可動式いす席の設置により機能充実を図ります。

次に、第4次芦屋町総合振興計画の将来像であります。「歴史を守り、海と緑を生かし、人が育つまち」を達成するため、21年度の主要な施策の概要についてご説明申し上げます。

最初に「暮らしやすさを実感できるまちをめざして」でございます。

県事業として実施しています「芦屋橋のかけかえ事業」につきましては、平成22年10月の供用開始に向け工事が進められていますが、景観に配慮するとともに、快適に利用できる環境づくりという視点からグレードアップを福岡県に働きかけ、皆さんから愛される芦屋橋にしていきます。

地域に密着した道路に関しましては、中ノ浜や山鹿地区で道路改良工事を進めてまいります。

下水道事業につきましては、浄化センターやポンプ場の長寿命化のための改築更新事業に取り

かかるほか、下水道管渠の更生工事などを引き続き進め、快適な居住環境を維持してまいります。

住民の皆さんの生命と財産を守る防災対策につきましては、地域の自主防災組織づくりや全町域に地域防災無線整備を行い、非常時の情報伝達手段を確保するとともに、地域防災組織体制づくりを進めてまいります。また、耐震性能が不足している公共施設につきましては、順次耐震化工事に着手してまいります。

環境問題につきましては、「第2次環境保全実行計画」に基づき、温室効果ガス削減のために努力してまいります。また、ごみの資源化、減量化につきましては、資源物の集団回収奨励事業の一層の推進、モデル自治区との協働による取り組みなどを進めてまいります。

町営住宅につきましては、緑ヶ丘団地の畳の床がえや望海団地の屋上防水工事を実施してまいります。浜口、高浜団地跡地につきましては、定住化のための利用を検討してまいります。

第2は、「イキイキとした活力あるまちをめざして」でございます。

農業振興につきましては、農業経営者の育成支援を図りますとともに、狩尾池用水路や椎牟田池堤体改修工事などを実施し、基盤整備を進めてまいります。

漁業振興につきましては、漁港機能を充実させるため、老朽化した製氷貯水施設などの集約化などについて、漁業協同組合や福岡県と調整を進めてまいります。洞山につきましては、景観維持と危険防止のため、崩落防止事業を進めていきたいと考えております。

商業振興につきましては、「にこにこ商品券の発行事業」制度融資に係る融資枠の拡大及び信用保証料の助成、「はっぴい商品券事業」への助成を行ってまいります。

また、企業誘致と雇用の創出のため「芦屋町工場誘致条例」を全面的に見直し、新たに「芦屋町企業誘致条例」を制定いたします。

船頭町駐車場につきましては、用途地域の見直しを行った上で商業施設の誘致を進め、町の活性化につなげたいと考えております。

観光振興につきましては、芦屋海岸などの観光資源を内外に発信し、芦屋ブランドをより一層発揮しなければならないと考えています。このため、商工会や観光協会などを初めとする団体への支援を引き続き行うほか、伝統ある花火大会を引き続き実施してまいります。

また、20年度より実施していますレジャープールアクアシアンの改修工事及び観光協会で開催しております「水産祭り」の充実などにより活性化を図ります。

第3は、「思いやりと優しさを感じるまちをめざして」でございます。

芦屋中央病院につきましては、今後とも、住民の皆さんからの信頼を得られるよう、スタッフ及び設備の充実に努めるとともに、病院経営の健全化を進めてまいります。

健康づくりにつきましては、芦屋中央病院などとの連携によって、検診や保健指導、保健相談を充実させ、住民の皆さんの疾病予防や生活習慣病の予防に努めてまいります。特に、芦屋町が

保険者となっております国民健康保険につきましては、検診率の向上を図ってまいります。

高齢者福祉につきましては、第4期高齢者保健福祉計画に基づき、訪問指導や筋力アップ教室などの介護予防事業の充実を中心に、計画を総合的に推進してまいります。

障がい者福祉につきましては、障害者自立支援法の制度に基づく各種サービス体制の充実を図り、障がい者の方々が普通に暮らせる地域づくりを目指してまいります。

第4は、「心豊かな人が育つまちをめざして」でございます。

生涯学習につきましては、生涯学習基本構想に基づき、推進本部の設置や行動計画を策定し、一人一人が主役となって、生涯にわたりいつでも学べる環境を整え、夢、希望、志を実現するまちを目標としてまいります。

学校教育につきましては、小学校4年生までの35人学級、外国青年招致事業による英語教育を初めとした学力向上、特別支援教育の推進、さわやかプロジェクト事業推進による規範意識を向上させる事業を引き続き進めてまいります。

また、小中学校の耐震化につきましては、実施設計が完了次第、芦屋中学校から順次耐震化工事を進めてまいります。

社会教育につきましては、図書館機能や公民館機能の充実のための中央公民館の改修、住民活動やボランティア活動支援の拠点づくりとして町民会館を改修することとしています。また、地域コミュニティ活動の活性化や「こども脱ケータイ宣言」などの取り組みによる青少年の健全育成組織である町民会議の支援、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

歴史、文化につきましては、芦屋釜の里で、芦屋釜の研究、復興、芦屋歴史の里では企画展などを通して情報発信をしてまいります。また、中央公民館の改修にあわせて、3階部分をギャラリーとして整備することとしており、町所有絵画及び住民の皆さんの作品の発表の場として活用することにより、文化力が向上することを期待しております。

文化庁から「記録作成などの処置を講ずべき無形の民俗文化財」として採択された「芦屋の八朔行事」につきましては、文化庁及び福岡県の支援を受け、2カ年にわたり記録作成事業を実施いたします。

最後に、「みんなでつくる開かれたまちをめざして」でございます。

地方分権の進展や厳しい財政状況など、芦屋町を取り巻く環境が大きく変化する中で、今後とも多様化、高度化、複雑化する行政需要を的確にとらえ、住民と協働しながら課題解決することが求められております。このため、住民参画まちづくり条例に基づき、情報の共有化などによる協働のまちづくりを進めていきます。

まちづくりの基本となる総合振興計画につきましては、22年度をもって第4次の計画期間が終えることから、21年度より次期計画の策定に着手いたします。

職員の資質向上につきましては、公務員として高い倫理観と責任感を持ち、本格化する地方分権型社会を担う職員を育てるため、人材育成基本方針に基づいた職員研修の実施、職員が能力や意欲を十分に発揮できる職場環境づくりに努めてまいります。

国の三位一体改革による税源移譲によって、町税の課税額は増加しておりますが、現下の経済不況により厳しい環境が予想されています。本年度も国税徴収官OBを嘱託職員として雇用し、職員の徴税能力の向上を図り、あわせて、差し押さえ物件をインターネットで公売するなどの取り組みを進め、税収の確保に努めてまいります。また、保育料や住宅使用料などの各種使用料の収納につきましても、使用料の確保及び不公平感の是正解消のために強化してまいります。

最後に私は、この1年の計として「目配り、気配り」の徹底を全職員に通達しました。心を込め、ささいなことにも目配り、気配りを忘れず、毎日の業務に取り組むことが行政運営の基本です。このため、組織一丸となって、これを邁進してまいる所存でございます。

以上、21年度の施政方針の概要を述べさせていただきました。

私は、これらの課題に全力を傾け、芦屋町の再生に全力を注いでまいります。住民の皆さんと議員各位のご理解とご協力を、心からお願いいたします。

それでは引き続き、本日提案しております議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第6号の「芦屋町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、議員報酬の支給方法について、月の中途において議長等の職に異動があった場合には、日割り計算により支給する旨の規定を追加するものでございます。

議案第7号の「芦屋町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、人事院勧告に伴いまして、勤務時間を1週間当たり40時間から38時間45分に改定するものでございます。また、この勤務時間の改定に伴いまして、関連する3つの条例につきましても所要の改正を行うものでございます。

議案第8号の「芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、国民健康保険税の介護納付金課税限度額を現行の9万円から10万円に引き上げるものでございます。

議案第9号の「芦屋町地域経済活性化基金条例の制定」につきましては、中小企業への支援等地域経済活性化対策に必要な資金に充てるため、新たに基金を設置し、その管理運用方法を定めるものでございます。

議案第10号の「芦屋町まちづくり支援自動販売機基金条例の制定」につきましては、まちづくり整備及び地域コミュニティ醸成事業に必要な資金に充てるため、新たに基金を設置し、その管理運用方法を定めるものでございます。

議案第11号の「芦屋町企業誘致条例の制定」につきましては、本町において事業所を新設し、

増設し、または移設するものに対し必要な奨励措置を行い、もって地域産業の振興と雇用機会の拡大による町勢の発展に寄与することを目的として新たに条例を制定し、あわせて芦屋町工場誘致条例を廃止するものでございます。

議案第12号の「芦屋町文化会館建設準備基金条例を廃止する条例の制定」につきましては、新たな文化会館の建設ではなく、夢リアの活用及び町民会館、中央公民館を改修することにより、この基金の目的は達成できることから、廃止するものでございます。

議案第13号の「芦屋町競艇事業振興基金条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、今後の競艇施設特別会計の予算編成が円滑に行えるよう、基金を処分できる要件を緩和するものでございます。

議案第14号から議案第23号までの平成20年度各会計の補正予算につきましては、各会計とも年度内の所要見込み額がほぼ確定いたしましたので、最終的に補正するものでございます。

一般会計におきましては、歳入歳出それぞれ2億300万円の減額補正を行うものでございます。

歳入につきましては、産炭地域活性化基金助成金、地方交付税、退職手当債等を増額するとともに、庁舎改修事業等の額が確定したことによります起債の額を減額するなどし、歳入では約2億3,800万円の増となり、歳出の減額2億300万円との合計額4億4,100万円は、財政調整基金と福祉行政基金の繰り入れを減額することにより調整しております。

歳出につきましては、所要額がほぼ確定したことによります不用額の計上ですが、新たに予算化を図るものとして、退職者の増によります退職手当、庁舎のブラインドを設置する経費を計上いたしております。

競艇施設特別会計につきましては、退職者の増によります退職手当の増額と、その財源を一般会計から繰り入れるものでございます。

議案第24号から議案第33号までにつきましては、平成21年度当初予算であります。予算編成に当たりましては、各会計とも行財政改革の精神を踏まえ、経費の削減に努めるとともに、より一層の財源確保に努め、計画的な事務事業の推進を図ることといたしております。

それでは、各会計の予算総額を100万円単位でご説明いたします。

一般会計が67億8,500万円で11.2%の増、国民健康保険特別会計が16億5,900万円で4.1%の増、老人保健特別会計が1,000万円で94.6%の減、後期高齢者医療特別会計が1億7,600万円で3.9%の増、国民宿舎特別会計が1億1,100万円で1.8%の増、給食センター特別会計が1億5,100万円で5.5%の減、訪問看護特別会計が2,400万円で9.2%の増、競艇施設特別会計が14億7,200万円で9.5%の増、病院事業会計が収益的収入では20億8,000万円で増減なし、支出では21億2,600万円で0.1%の減、資

本的収入では1億2,500万円で363%の増、支出では2億7,500万円で32.3%の増、公共下水道事業会計が、収益的収入では5億2,600万円で1.6%の増、支出では5億4,200万円で6.4%の減、資本的収入では4億200万円で32.7%の増、支出では5億3,900万円で41.3%の増。

以上が、予算規模の概要でございます。

次に、各会計の主な歳入歳出について説明しますと、まず、一般会計におきましては、昨年度と比較して6億8,500万円の増額予算となっておりますが、このうち、文化会館建設準備基金を取り崩し、財政調整基金に積み立てることといたしておりますので、これを除きますと、20年度より約1億5,000万円、2.5%増の予算となっております。この主な要因は、20年度に終了いたしました庁舎改修事業と、21年度の中央公民館及び町民会館改修工事を比較しますと約2,700万円の増、防災行政無線整備事業に9,100万円、洞山崩落防止工事に2,300万円計上したこと等によるものでございます。

歳入の主なものは、地方交付税、町税などですが、町税につきましては、現在の経済状況から4,500万円の減額、地方交付税につきましては、国の総額の増額確保を見込みまして1億1,000万円増額するとともに、中央公民館及び町民会館改修に伴う財源として、国庫補助金と起債を増額しております。競艇施設特別会計からの繰入金は21年度も見込まれず、不足財源は基金の繰り入れで対応しております。

歳出の主なものは、前段で説明いたしました中央公民館及び町民会館改修工事のほか、子育て支援センター事業費を、また、国の制度改正に伴い、妊婦健康診査の無料回数を3回から14回に拡充する経費、芦屋橋グレードアップ分の経費、改修後の図書館の図書購入費等を計上いたしております。

国民健康保険特別会計の主な歳入は、国保税、国庫支出金、前期高齢者交付金及び共同事業交付金などがございます。

歳出につきましては、保険給付費、後期高齢者支援金及び共同事業拠出金が主なものでございます。

老人保健特別会計につきましては、老人保健事業がほぼ終了しているため、歳入につきましては繰越金を、歳出につきましては予備費を計上しております。

後期高齢者医療特別会計の主な歳入は、保険料及び一般会計からの繰入金などがございます。

歳出につきましては、広域連合納付金が主なものでございます。

国民宿舎特別会計の主な歳入は、指定管理者からの納入金及び一般会計からの繰入金などがございます。

歳出につきましては、施設建設に係る起債償還金などが主なものでございます。

給食センターの特別会計の主な歳入は、給食費収入及び一般会計からの繰入金などでございます。

歳出につきましては、給食賄い材料費などが主なものでございます。

訪問看護特別会計の主な歳入は、事業収入、前年度繰越金でございます。

歳出につきましては、職員の人件費が主なものでございます。

競艇施設特別会計の主な歳入は、競艇場施設及びボート、モーター貸付収入などでございます。

歳出につきましては、起債の償還金及びボート、モーター購入費などが主なものでございます。

病院事業会計につきましては、収益的収支では、前年度の実績を勘案しまして、対前年度比で入院収益は0.9%の減収、外来収益は1.8%の増収を見込んでおります。

資本的収支では、医療機器購入のための企業債と、一般会計補助金として過疎債分を、支出では、医療機器購入費や起債の償還金などを計上いたしております。

公共下水道事業会計の収益的収支につきましては、下水道使用料及び一般会計補助金の収入を、支出では、浄化センターなど施設の維持管理費などを計上いたしております。

資本的収支では、国庫補助金、一般会計補助金、企業債などの収入を、支出では、浄化センターの機械、電気設備改築更新事業費及び企業債償還金などを計上いたしております。

以上が当初予算関係でございます。

議案第34号の「福岡県自治振興組合の共同処理する事務の変更及び福岡県自治振興組合同規約変更の協議」につきましては、福岡県共同公文書館の設置に伴い、その管理運営に関する事務等を新たに共同処理する規定を追加するものでございます。

議案第35号の「専決処分事項の承認」につきましては、職員の情報系端末の購入契約を締結したものでございます。

議案第36号の「専決処分事項の承認」につきましては、芦屋中学校等耐震補強工事実施設計委託費及び地域振興券事業発行等業務委託費を、国の地域活性化・生活対策臨時交付金事業の採択を受けるため、繰越明許費に組み替えたものでございます。

以上、簡単ではありますが、提案理由の説明を終わります。

なお、詳細につきましては、質疑の折にご説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 横尾 武志君

ただいまから質疑を行います。まず、日程第3、議案第6号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第6号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第4、議案第7号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第7号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第5、議案第8号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第8号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第6、議案第9号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第9号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第7、議案第10号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第10号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第8、議案第11号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第11号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第9、議案第12号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第12号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第10、議案第13号についての質疑を許します。今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

先ほど町長にるる、細部説明があったのですが、この13号議案に関しては緩和するのみという説明でしたので、もう少し詳しく、どうしてここで、これを緩和しなければいけないような条件が出てきたのか、この細部の説明をお願いいたしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

競艇施設課長。

○競艇施設課長 中西 学君

お答えいたします。

競艇事業振興基金の取り崩しにつきましては、現行条例上、起債の償還金額及び大型工事費の枠内での取り崩しというふうに限定されております。

現在、起債の償還につきましては、21年度から4カ年ばかし、5億程度の償還金を償還することとなっております。ところが、現在、起債の借りかえについて、現在検討を進めております。これが正式決定いたしますと、5億が2億五、六千万程度に、起債の償還額が圧縮されることとなります。

これによりますと、その反面、基金の取り崩し額が、半額2億6,000程度に圧縮されてしまうことになりまして、二カ町の売り上げ状況によっては、これを超える取り崩しが必要となる場合、現行条例では対応できませんので、今回条例の改正を行うものでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

いま一度、説明、ちょっと、初めて私も聞いたんですけども、現行条例上、圧縮されるのに超えるという説明が最後の段でありましたけど、その部分について、もう少し詳しく説明をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

競艇施設課長。

○競艇施設課長 中西 学君

現在、二カ町競艇施行組合における競艇の売り上げでございますが、景気の悪化を受けましてかなり悪化しております。これによっては、施設使用料等、入る金額がかなり上下する可能性がございます。これによって、基金の取り崩し額も上下するというところで、これに対応するために改正をするということでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 6番 今井 保利君

3度目ですから最後の質問にしますけども、委員会でまた関係する議員の方々に精査させていただきたいと思っておりますけども、目的は、あくまでも、そのいわゆる返済、起債の返済にすることですから、今後もそれしかしないと思うんで、ここで、あえて目的を緩和する必要性はないんじゃないかという、単純な私のほうの、お金の金額は変わっても、目的は起債の返還という

ふうには今のご説明で聞いたんですけども、私の理解に間違いがあったらご説明をお願いしたいと、最後の質問です。

○議長 横尾 武志君

競艇施設課長。

○競艇施設課長 中西 学君

現行条例上では、起債が圧縮された場合に、それを超える金額については、基金の取り崩しができないということになります。基金があっても、取り崩しができないというような、こう、身動きのできない状態となりますので、今回改正をするということでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第13号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第11、議案第14号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第14号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第12、議案第15号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第15号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第13、議案第16号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第16号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第14、議案第17号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第17号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第15、議案第18号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第18号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第16、議案第19号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第19号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第17、議案第20号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第20号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第18、議案第21号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第21号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第19、議案第22号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第22号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第20、議案第23号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第23号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第21、議案第24号については、歳入、歳出に分けて質疑を行います。まず、歳入についての質疑を許します。川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

33ページの、18款の基金繰り入れ、これについて1点、ちょっと、私も初めてのことで、ちょっと伺いたいと思います。

で、8目の中で、文化会館建設準備基金の繰り入れということで、5億3,000万が上げてあります。先ほどの議案12号でも、文化会館の建設準備基金の条例の廃止条例が出てるんですけど、こういったことが、例えば、先ほどの町長の説明の中で、財政調整基金に一端繰り入れるということが言われたので、少しは理解できてきたんですけど、同時に、こういったまだ条例がある中で、こういった基金を取り崩す条例と、その繰入金を出しているという、こういったこと

が手順としていいんだろうかっていう、ちょっと疑問があるんですけど、そこら辺はいかがでしょうかね。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 鶴原 光芳君

町長のほうから提案説明がありましたように、まず、この基金を廃止するということで、処理的には、今回条例の廃止の部分は欠けておるわけです。で、予算的には、認められたらということになりますけれども、基金を1回、そこで取り崩しますよというものをしています。ただ、財源の手当てとしては、これをどっかにもって充てるというような処置はしておりません。今の、その財調なりで、全部手当てをするという感じで、この分については、予算が成立後、これが確定するという考え方でおります。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 7番 川上 誠一君

そしたら、この、18款の繰入金の中にある、その財政調整基金繰入金、これが1,000円として科目保存してありますけど、一端これに入れて、そして、それから今度また出すという、そういったこと、手順でやるということですね。それ、確認していいですか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 鶴原 光芳君

この21年度の当初予算では、財政調整基金についての繰り入れはないと、今の当初予算の段階では。先ほど言いました文化会館の分については、これを1回取り崩してもらって、財調に積み立てますよということなんですね。ですから、財政調整基金がその分ふえるということでご理解いただきたいと思います。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、歳入についての質疑を打ち切ります。

次に、歳出についての質疑を許します。岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

大きくは4つほどお尋ねしたいと思います。

まず、92ページの農林水産業費の漁業管理費、先ほど町長のほうから洞山崩落防止工事の説明はございましたが、この工事内容ですね、工法、あるいは、先ほどご説明がありました景観に配慮した外観がどういうふうになる予定なのか、その概要をちょっとお尋ねしたいということと、97ページ、ここの土木費の土木管理費7区分の賃金のところで、臨時職員の賃金として建築技術臨時職員と。これは、昨年、昨年といいますか20年度も臨時職員で予算が上がっておりましたし、21年度についても臨時職員の賃金が上がってたんですが、これが若干40万ぐらいふえてたので、これは、お1人分なのか2人分なのかということと、それと、正規の技術職員が、今どういう状態といいますか、その人数も含めて、その臨時職員との関係で、どういうふうに臨時職員がなってるのか、失礼しました、建築技術職員というのはどういうふうな状況なのかということと、次の97ページの、同じく土木費で、19区分の負担金のところに、これも先ほど町長からご説明がありました、芦屋橋のグレードアップ工事負担金3,750万、これは負担金としてありますので、先ほどの説明の中では、県にいろいろ要請してグレードアップをしていただくという説明だけだったんですが、この3,750万というのは、県と折半でという内容だろうかというふうに想像するんですが、そのグレードアップ分の工事費に対して何%なのか、できれば総工費、グレードアップ分ですね、総工費の金額を教えてください。

もう一つは105ページ、同じく土木費なんですが、105ページの土木費の都市計画費、これが13区分委託料の中に、レジヤープールの指定管理料として上がってます。これは、昨年度に比べて70、80、約ですが、80万円ほどアップしてるんですが、この指定管理料としてアップした理由といいますか、内容をお尋ねいたします。

それと最後です。同じくその下のバス運行事業費の中で、11需用費、ここがよくわからないので説明いただきたいのは、消耗品費あるいは印刷製本費、修繕料という、この需用費の中に、昨年度は燃料費として140万程度の経費が計上されてたんですが、それが無いというこの理由をちょっとお尋ねしたいという、一応、1回目はその質問でよろしく申し上げます。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 内海 猛年君

それでは、まず第1点目の歳出の92ページ、洞山崩落防止工事の概要というご質問でございます。

現在、洞山崩落につきましては、実施設計を大体ほぼ完了しております。それで、実施設計の中では、一応今回の工事について、これは、平成11年度に一度実施設計をやっております。それで、この実施設計を基本とし、また新たな工法等も一応検討してほしいということで、今回実

施設設計をやったわけでございますけれども、その中で、景観を配慮した工法、それから景観を若干無視した工法ということを、一応設計されております。で、景観を配慮した工法になりますと、一応ロックボルト、洞窟の穴のほうから1.6メートル程度のボルトを打ち込んで、その上にコンクリートで吹きつけをするという工法。それからもう1点が、景観を配慮した中では、垂直放置坑というのがございます。これは、洞山の上、上層部、上のほうからロックボルト、要するにボルトを打ち込む工法、それによって崩落を防止する、そして、内側からはコンクリートを吹きつけるという工法。これが、この2点が、景観を配慮した工法でございます。

それから、景観を無視したといいますか、若干ちょっと配慮に欠ける分につきましては、支保工といいまして、穴の中に型枠を組みまして、その中にコンクリートを流し込む工法。だから、もう、穴の形状が全く壊れてしまいます。

それともう1点が、トンネル坑、要するにアーチ形の鉄骨を組み込んで補強するという、これも景観がなかなか保たれないというような、4つの工法が示されました。

それで、我々といましては、やはり今の現状は、やっぱりお客さんのほうから景観がいい部分が必要だろうということで、第1点目の、景観を重視した中でロックボルト工法というものを現在計画いたしております。

その、このロックボルト工法といいますのは、先ほど申し上げましたように、第1次の吹きつけ、これは金網を入れて吹きつけをいたします。約5センチ程度。それからさらにまた、第2次の吹きつけ、5センチ程度の金網入りのやつを吹きつけます。そして、それが終わりましたら、先ほど言いました1.6メートルぐらいのロックボルトを1メートル間隔で、洞の穴からずっと上のほうに打ち込んでいくということで補強をするというような状況でございます。

それで、吹きつけましたコンクリートにつきましては、着色っていいですか、できるだけ外観に、周りの外観に合うような形での着色を計画したいと思っておりますので、以上の中身が、大体今回計画している内容でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 三友 伸一君

まず、ページ96ページですね、臨時職員の賃金、これは何名分かということでございます。一応1名分、昨年に引き続き1名分でございます。

それと、建築技術職員の状況についてということでございますが、これは、建築、今現在の建築係長1名、それと、今現在女性の職員がおりますけれども、一応まだ、内示は出ておりませんが、3月末をもちまして退職をするように出ておりますので、新採で1名ということと、今回予

算計上している臨時職1名、係長入れまして3名の建築技術者の状況になろうと思います。

それと、ページ97ページの、芦屋橋のグレードアップの負担金でございます。これ、現在、まだグレードアップの内容について、状況としましては、芦屋橋周辺環境整備計画ということで策定をしまして、その後周辺住民の方を含めまして、芦屋橋及び周辺環境整備促進協議会を設立していただきました。その中で、いろんな議論をして素案づくりをしたわけですが、そういう内容で、福岡県と協議に入っております。

現在、まだ、協議中でございます。これが、ある程度めどが立ちましたら、当然、その芦屋橋周辺整備促進協議会への報告、それと議会、委員会等にも報告をしていかなければとそう思っております。

この数字につきましては、当初の芦屋橋の促進協議会の中で積み上げた内容、原案といえますか、その数値で上がった数字でございます。平成21年が3,750万、それと22年も同額を計上する予定としております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 内海 猛年君

それでは、105ページの、レジャープール指定管理料の増額についてご説明いたします。

これにつきましては、現在レジャープール、夏場に運営をいたしておりますが、このレジャープールの海水、流水プールの水のろ過といえますか、このろ過器の老朽化が進んでおります。それで、ろ過器の中のろ台といえますか、これが、もうかえる時期になっております。このろ台が老朽化していることによって、なかなか、循環といえますか、水の入れかえをしてもなかなかきれいにならないという分もございまして、ある程度、この循環回数をふやすということで、水道料金がちょっと若干上がってまいります。それで、この水道料金の上った約82万2,000円相当が、今回指定管理料から上乗せされた分ということでございまして。

以上です。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 小野 義之君

それでは、105ページの、バスの運行事業費についてですが、ここにはタウンバスの運行費用を現在入れておりますけれども、従来、巡回バスがこの中で同じように予算組みしております、ここにあります需用費、今回はタウンバスにかかわる分だけを計上させていただいております。印刷製本費につきましては、回数券等を毎年印刷しておりますので、そういった費用で充て

ております。

巡回バスの関係につきましては、74ページのほうに、新しく9目巡回バス事業費ということで計上しておりますので、こちらのほうに全部移行したということでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

一応、洞山改修工事ですね、これは大体工法はわかりました。それで、2,300万の予算が上がってますが、これは予算書を見れば、2,000万は基金としてあった分で、あと、300万は、いわゆる単費ということになるのかなと思います。92ページ、これが、漁港の管理費の中で工事請負費として上がってきてるんですが、これに関しては、2,000万は先ほど言いましたように基金からということで、あと、残りの300万が、これで見ると、ちょっと一般財源のほうから入ってるのかなというふうに想像はしますが、この金額が確定する、あるいは、いろんな財源のところで、県との調整とか、そういうことはこの間あったのか、いろいろしてきたけれどもこういう結果だったのか、そこら辺の経過がもしわかれば教えていただきたいということと、あと、芦屋橋のグレードアップの件については、まだこれは協議中で、原案だというふうな説明がございました。そして、一応、これは2カ年で拠出するというような説明でございましたが、私がお聞きしたかったのは、その3,750万が原案であっても、これは県との何かこう折半、例えば全体でどれぐらいの工費に対して、芦屋が2カ年の均等割で、金額は多少後で変わるにしても、金額の、こう、何ていうんですかね、いわゆる負担が、全額芦屋町負担なのか、県との協議の割合があるのか、そこをちょっとお尋ねしたかったので、そのことをもう1回教えてください。

それと、レジャープールに関しては、流水プールのろ過の関係の工事によって発生した水道料金の値上がり分ということで理解をしましたが、最後のバス運行事業費、これ、ちょっと、お声が小さくて聞き取れなかったんですが、科目を移行したということなんですかね。というのは、この土木費の中にバス運行事業費としてあるのが、芦屋はもちろん巡回バスもあるし、タウンバスもあるんですが、そこがちょっと説明のところが、よく聞き取れなかったのですよ。この金額は72ページに移行してあると言われたんですけど、これは土木費だからタウンバスかなとは思ってますけど、もう1回ちょっと、よく聞き取れるように説明をお願いします。すいません。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 内海 猛年君

それでは、洞山崩落防止事業に伴います補助金関係というご質問でございます。それで、洞山の崩落に対しては、補助金はございません。一応、当初計画では、自然災害防止基金、起債を一応借りて行うように設定はいたしておりました。それで、議員さんもお存じのように、昨年、民間の方々から、民間の方から2,000万という、洞山崩落防止に充ててほしいということで寄附をいただきました。それで、現在、これは洞山整備基金ということで、基金条例を設定して積み立てております。で、これを取り崩しまして、今回工事をやるわけです。それと、あと、残りの300万ということになりますが、今現在入札率が若干低い傾向にございますので、そうすれば、もしかしたら2,000万を割るかなというものもございまして、2,300万の部分が出てくれば、その分は追加でもしかしたら自然災害防止基金で、一応活用できるのではなかろうかという思いがしております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 三友 伸一君

グレードアップの件でございますけれども、一応3,750万、この想定というのは、1億5,000万相当の2分の1を芦屋町が負担するという想定で上がっております。1億5,000万の半分7,500万、それを2カ年に割ったらこの数字になると。これは、もう、現状の中ではこういう数値にはならないだろうと、そう思っておりますけれども。

例としましては、中間大橋で約1億2,000万相当のグレードアップが発生しております。そのときに中間市は約その41%、県としては59%、このような負担となっております。約6対4の割合です。芦屋町としても、前例が、こういう前例があるのでという話を、今詰めております。

それと、現状の話としまして、3,750万今回計上しておりますが、もしかしたら平成22年度に一括してグレードアップの負担を払うかもしれません。そういうような予算措置になる可能性もあるということで、県からも話はあっております。

それと、先ほどの率の問題、金額の問題、まだまだ今から詰めをしなければいけないことがたくさんあると思います。しかしながら、その期間は、県からの要望として、3月末までに何とか詰めてほしいという話があっておりますけれども、町としても県と協議をしながら、グレードアップをしながら、そして最小の金額でということを考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 小野 義之君

もう一度、105ページの分ですが、バス運行事業費につきましては、1月の組織改革に伴いまして、タウンバスは環境住宅課、それから巡回バスは福祉課ということで所管が分かれました。従来、巡回バスの費用につきましても、このバス運行事業費8款のほうで組んでおりましたけれども、福祉ということで民生費のほうに変えたということでございます。巡回バスの経費については74ページのほうに設けておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 5番 岡 夏子君

最後の質問です。1つだけ。洞山の改修工事の件について、先ほど最初の質問でお聞きするところだったんですが、工法が1.6メートルのロックボルトで固定して、それを吹きつけするとそれは、いわゆる、ほこらといいますか、貫通してる、あそこの、こういう部分だと思うんですが、いわゆる海側とか、こっち側の柏原漁港のほうに立ったときの側面ですよ、側面もかなりこう崩落してるように思いますが、そこら辺は、景観も配慮した工法としては、概要でいいんですが、どういう処置を考えてあるんでしょうか。吹きつけだけになってるのか、そこら辺を。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 内海 猛年君

先ほどのちょっとご質問で、私、中の、洞穴の中のちょっとご説明をいたしました。それで、基本的には、先ほど言われますように、洞穴に入る入口の手前の表面といいますか、そこも若干、朽ちているところございます。それで、その、危ないところについては、一応かき落としをいたしまして、そして、後、それに同じようにコンクリートの吹きつけをするというふうにいたしまして、後着色をするという工法をするようにいたしております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。益田議員。

○議員 10番 益田美恵子君

私は、町長の施政方針の中でございましたので、質問はちょっと避けてもよかったんですが、学校の地上デジタル整備について、今回予算化されていなかったもんですから、ちょっとお尋ねしたいなと思ったのが第1で、補正予算で、今回、国が予算案成立後、国の予算成立後ということですから、きょうにも予算案が通る可能性は大きいんですが、その後補正予算でということ

のお話がありました。その補正予算の中で、本体、テレビ本体も導入なのか、それとも工事費、デジタル化への工事費等だけの計上にとどまるのか、その1点だけお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 鶴原 洋一君

これにつきましては補正でということ、追加議案として計上したいというふうに考えております。

テレビにつきましては、テレビ本体の備品購入と、それに伴う工事、これは全体としてやっぺいこうということで、工事、それから備品、それぞれの予算計上ということになります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、歳出についての質疑を打ち切ります。

以上で議案第24号の質疑を終わります。

次に、日程第22、議案第25号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第25号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第23、議案第26号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第26号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第24、議案第27号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第27号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第25、議案第28号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第28号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第26、議案第29号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第29号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第27、議案第30号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第30号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第28、議案第31号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第31号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第29、議案第32号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第32号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第30、議案第33号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第33号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第31、議案第34号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第34号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第32、議案第35号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第35号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第33、議案第36号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第36号についての質疑を打ち切ります。

以上で、質疑を終わります。

お諮りします。日程第3、議案第6号から日程第33、議案第36号までの各議案については、別紙のとおり、それぞれの常任委員会に審査を付託したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。

なお、一般質問の通告は、本日午後3時までとなっておりますので、よろしく願いをいたします。

お疲れさまでした。

午前11時32分散会
